



# Aoba NEWSLETTER

V o l . 90

2022 年 04 月 15 日

# はじめに

## 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

## 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

## 免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

## 青葉グループ拠点：

香港：香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL：(852)2850 8990                      FAX：(852)2850 7151

北京：北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL：(86-10)6522 8158                      FAX：(86-10)6512 7168

広州：広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL：(86-20)3878 5798                      FAX：(86-20)3878 5337

# 目次

## 横琴広東省・マカオ深度合作区における

個人所得税優遇政策	4
【背景】	4
【影響】	4
【主要内容】	4
【法規リンク】	5
小型薄利企業に対する所得税優遇の強化	6
【背景】	6
【影響】	6
【主要内容】	6
【法規リンク】	7
3歳以下の乳幼児養育に対する個人所得税付加控除	8
【背景】	8
【影響】	8
【主要内容】	8
【法規リンク】	8
小零細企業の「六税両費」減免政策	9
【背景】	9
【影響】	9
【主要内容】	9
【法規リンク】	10
小規模納税者の増値税免除	11
【背景】	11
【影響】	11
【主要内容】	11
【法規リンク】	13
中小・零細企業の設備・器具税額控除の強化	14
【背景】	14
【影響】	14
【主要内容】	14
【法規リンク】	15

# 横琴広東省・マカオ深度合作区における 個人所得税優遇政策

## 【背景】

『横琴広東省・マカオ深度合作区建設全体方案』（以下「全体方案」という）における関連要求を実行に移し、横琴広東省・マカオ深度合作区の建設を支援するために、財政部・国家税務総局は2022年1月10日に共同で『横琴広東省・マカオ深度合作区での個人所得税優遇政策に関する通知』（以下「本通知」という）を発表した。

## 【影響】

現行の政策に基づくと、大湾区で勤務する外国籍のハイレベル人材の個人所得税が課税収入の15%を超えた部分を免除することができる。その上、今回の優遇政策の実施により、横琴広東省・マカオ深度合作区で勤務する境内・境外の人材とマカオ居民へ恩恵をさらにもたらし、合作区での絶えずグローバル視野のある「高精尖欠」人材<sup>1</sup>を招致することに対する積極的な推進力となる。

## 【主要内容】

一、横琴広東省・マカオ深度合作区で勤務する境内・境外のハイレベル人材及び、至急必要、且つ不足している人材に対して、個人所得税が課税収入の15%を超えた部分を免除する。

当該優遇政策を享受するハイレベル人材及び、至急必要、且つ不足している人材に対してリスト管理を実行し、具体的な管理方法は広東省・マカオ政府双方検討の上作成し、広東省・香港・マカオ大湾区建設指導グループの審査を経て策定するものとする。

二、横琴広東省・マカオ深度合作区で勤務するマカオ居民に対して、個人所得税がマカオで納付する個人所得税を超える部分を免除する。

三、本通知の第一条及び第二条が規定している所得には、横琴広東省・マカオ深度合作区から取得した総合給与（賃金給与、労務報酬、原稿料、ロイヤリティ収入を含む）、経営所得及び地方政府が認定した人材補助金所得を含む。

<sup>1</sup> 「高精尖欠」人材とは、高学歴で、ある分野の技術に精通し、先端科学知識・技術をマスターし、至急必要、且つ不足している人材ことを指す。

四、リスク管理方法の元で人材リストに登録されたハイレベル人材、至急必要、且つ不足している人材及び、マカオ居民は、横琴広東省・マカオ深度合作区で個人所得税年度確定申告を行う際に、上記の優遇政策を享受できる。

五、本通知での横琴広東省・マカオ深度合作区とは、「全体方案」で規定した横琴広東省・マカオ深度合作区の範囲を指す。

六、本通知の実施期間は 2021 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までとする。

#### 【法規リンク】

『横琴広東省・マカオ深度合作区での個人所得税優遇政策に関する通知』

[https://guangdong.chinatax.gov.cn/gdsw/ssfggds/2022-03/10/content\\_67a89c225cb5456385d58f38d1b5976d.shtml](https://guangdong.chinatax.gov.cn/gdsw/ssfggds/2022-03/10/content_67a89c225cb5456385d58f38d1b5976d.shtml)

# 小型薄利企業に対する所得税優遇の強化

## 【背景】

党中央委員会と国務院による新しい組合せの税金支援政策の実施に関する政策決定・配置を実行するため、財政部と税務総局は『財政部・税務総局による小型・零細企業向けの所得税優遇政策の更なる実施に関する公告』（2022年財政部税務総局第13号）を公布し、税務総局は『小型薄利企業向けの所得税優遇政策における徴収・管理に関する公告』（国家税務総局公告2022年第5号）を策定・発行した。小型薄利企業に対する所得税の優遇が更に強化されることとなる。

## 【影響】

小型薄利企業の所得税の優遇が更に強化され、小型薄利企業の税負担を効果的に軽減し、コロナ期間中、企業の活力を喚起し、市場の健全な発展を促進することに大きな意義がある。

## 【主要内容】

### （一）小型薄利企業に対する税制優遇政策の内容

小型薄利企業の年間課税対象所得が100万元超300万元以下の場合、課税対象所得の25%を税金徴収対象とし、20%の税率で企業所得税を納付することとなる。

現行の政策において、小型薄利企業の年間課税対象所得が100万元以下の場合、課税対象所得の12.5%を税金徴収対象とし、20%の税率で企業所得税を納付することとなり、年間課税対象所得が100万元超300万元以下の場合、課税対象所得の50%を税金徴収対象とし、20%の税率で企業所得税を納付することとなった。本新政策において、100万元超300万元以下の場合、更に税負担が半減されている。

### （二）小型薄利企業の定義

小型薄利企業とは、国が制限や禁止している産業を対象外とし、同時に年間課税対象所得が300万元以下、従業員数が300人以下、総資産が5,000万元以下という3つの条件を満たした企業のことを指す。

### **(三) 小型薄利企業向けの所得税優遇政策が適用される判断基準**

当年度期末の総資産、従業員数、課税対象所得から、小型薄利企業であるかどうかを直接判断することが可能である。その内、総資産及び従業員数は、当該政策の基準における『年間四半期平均値』の算式に基づき、当四半期末時点の四半期平均値を算出する。

### **(四) 法人格を持たない支社の適用について**

企業が法人格を持たない支社を設立した場合、まず本社と支社の従業員数、総資産、年間課税所得を合算し、そして、各項目の合計数で小型薄利企業に該当するかどうかを判断する。

### **(五) 小型薄利企業向けの所得税優遇政策の具体的な申告方法について**

小型薄利企業は、予納と確定申告の際に、優遇を享受することができる。この優遇を享受する際に、事前申告の必要はなく、企業所得税申告書の関連欄に記入すれば、優遇を享受することができる。「電子税務局」を通じて申告した小型薄利企業の場合、納税者は従業員数や総資産などの基本情報を記入するだけでよく、税務当局は自動識別、自動計算、自動記入などの知能サービスを提供し、納税者の申告による負担をさらに軽減させている。

### **(六) 小型薄利企業の企業所得税の予納期限**

規定によって小型薄利企業と判断された場合、四半期毎に予納を行うと課税期間を調整することとなる。同時に、年度途中での頻繁な課税期間の調整を避けるため、一度四半期毎に予納と調整されたら、当年度は変更されないこととなる。

## **【法規リンク】**

1.『**財政部・税務総局による小型・零細企業向けの所得税優遇政策の更なる実施に関する公告**』

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5173677/content.html>

2.『**小型薄利企業向けの所得税優遇政策における徴収・管理に関する公告**』

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5173859/content.html>

# 3歳以下の乳幼児養育に対する個人所得税付加控除

## 【背景】

『中国共産党中央委員会及び国務院による生育政策の最適化、人口のバランスの取れた長期的な発展を促進するための決定』を実施するため、また『中華人民共和国個人所得税法』の関連規定に基づき、国務院は 2022 年 3 月 19 日に『3歳以下の乳幼児養育に対する個人所得税特別付加控除の設立に関する通知』を公布した。

## 【影響】

生育政策の最適化の支援策の一つとして、3歳以下の乳幼児養育に対する個人所得税付加控除政策を導入したことにより、国が国民の出産と育児に対する奨励と配慮が体现され、国民の育児負担を軽減することに役立つといえる。この政策の実施後、3歳未満の乳幼児を持つ家庭は恩恵を受けることとなる。

## 【主要内容】

- 一、納税者の3歳以下の乳幼児養育に関する支出に対して、乳幼児1人につき 1,000 元/月を定額で(個人所得税課税対象から)控除されるものとする。
- 二、両親のどちらかが控除率 100%、または両方がそれぞれ控除率 50%を選択することができ、具体的な控除方法は(決まった以上)1つの課税年度(1月1日~12月31日まで)内では変更不可となる。
- 三、3歳以下の乳幼児養育に対する個人所得税特別付加控除に係る保障措置及びその他事項は、『個人所得税の特別付加控除暫定弁法』の関連規定に準じて実施されるものとする。
- 四、3歳以下の乳幼児養育に対する個人所得税特別付加控除は 2022 年度1月1日より実施されるものとする。

## 【法規リンク】

『3歳以下の乳幼児養育に対する個人所得税特別付加控除の設立に関する通知』

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-03/28/content\\_5682013.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-03/28/content_5682013.htm)



# 小型零細企業の「六税両費」<sup>2</sup>減免政策について

## 【背景】

財政部と税務総局が 2022 年 3 月 1 日に共同で公布した『財政部・税務総局による小型零細企業の「六税二費」減免政策の更なる実施に関する公告』(2022 年第 10 号)を納税者が適時的、正確的、且つ便利に享受できるよう、国家税務総局は同月 4 日に 2022 年第 3 号『国家税務総局による小型零細企業の「六税二費」減免政策の更なる実施に関する徴収管理問題に関する公告』(以下「公告」と略す)を公布し、執行期間は 2022 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までとする。

## 【影響】

本公告は、増値税小規模納税者、小型薄利企業、個人経営者に対し、資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税(証券取引による印紙税は含まない)、耕地占用税と教育費付加、地方教育付加(以下「六税二費」と略す)の徴収を減少させることを確定し、党中央、国务院の「減税降费」<sup>3</sup>の継続的な推進に関する政策配置を実行し、小零細企業の税金負担を更に軽減し、市場主体の発展に更に貢献した。

## 【主要内容】

1 点目は、「六税二費」減免政策が適用される小型薄利企業の判定が企業所得税年度確定申告の結果に基づくことを明確にしたことである。企業が企業所得税年度確定申告を行った後に小型薄利企業であると判定された場合、確定申告を行った年の 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までに「六税二費」減免優遇を享受することができる。2022 年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、納税 2021 年に行った 2020 年の確定申告結果に基づき、小型薄利企業として「六税二費」減免優遇を享受できるか否かが確定される。

2 点目は、政策の確定性及び操作性を高めるために、新規設立企業が初回の年度確定申告を行う前に、小型薄利企業に属するか否かを正確に予想できない場合、以下の基準に基づき執行する：

<sup>2</sup> 「六税二費」とは、資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税(証券取引による印紙税が含まない)、耕地占用税と教育費付加、地方教育付加を指す。

<sup>3</sup> 「減税降费」とは、税收減免と行政事業性費用の削除又は徴収停止を指す。

1. 増値税一般納税者として登記された新規設立企業が、国家が制限及び禁止していない業種に従事し、且つ申告期の先月末の従業員数が 300 人を超えず、資産総額が 5,000 万元を超えないという2つの条件を同時に満たす場合、初回の年度確定申告を行う前に、小型薄利企業として申告し、「六税二費」減免優遇を享受することができる。

2. 増値税一般納税者として登記された新規設立企業が、国家が制限及び禁止していない業種に従事し、且つ設立時に従業員数が 300 人を超えず、資産総額が 5,000 万元を超えないという2つの条件を同時に満たす場合、設立当月に関連規定に基づき関連する「六税二費」を申告する都度、「六税二費」の減免優遇を申請することができる。

3点目は、納税者の種類が変化した際に減免優遇を享受できる具体的な時間を更に明確にするよう、納税者への有利化及び申告簡素化の原則に従い、増値税小規模納税者が規定に基づき一般納税者として登記された場合、一般納税者への変更発効日より増値税小規模納税者に基づく「六税二費」減免政策が適用されなくなることが規定されている。

4点目は、申告表を改訂し、最適化した。「六税二費」減免優遇政策の適用主体を「増値税小規模納税者」、「一般納税者-小型薄利企業」、「一般納税者-個人経営者」の3種類に修正した。それと同時に、申告表の記入フォームを最適化し、記入負担を軽減する。納税者が減免政策適用主体に相応する選択肢をチェックし、減免政策の適用開始日と終了日を確認すると、システムでは相応の減免性質コードが自動的に記入され、減免税金額が自動的に計算される。

## 【法規リンク】

1.『国家税務総局による小型零細企業の「六税二費」減免政策の更なる実施に関する徴収管理問題に関する公告』(国家税務総局公告 2022 年第 3号)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n364/c5173291/content.html>

2.『財政部・税務総局による小型零細企業の「六税二費」減免政策の更なる実施に関する公告』(2022 年第 10 号)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n364/c5173254/content.html>

# 小規模納税者の増値税免除

## 【背景】

零細・小型企業の発展を更に支援するため、3月24日、財政部と税務総局は共同で『財政部 税務総局による小規模納税者の増値税免除に関する公告』（2022年第15号）を発表し、小規模納税者の増値税免除に関する政策規定が明確化された。同日、国家税務総局は『小規模納税者の増値税免除に関する徴収管理事項の公告』（2022年第6号）を発表し、小規模納税者の増値税免除に関する徴収・管理の事項が明確になった。

## 【影響】

一、『公告』に規定された年間一括賞与の分離課税に関する優遇措置の主な利点は、所得を分析でき、賞与が総合所得に算入されたことにより税率が上がることを回避できることである。また、継続的にこの政策を実施することは、給与所得を主たる源泉とする納税者の税負担を軽減し、中・低収入層の負担を緩和することに役立つ。

二、株式インセンティブは、現代企業が優秀な人材を惹きつけるための国際的に通用する長期的なインセンティブ体制である。『公告』では上場企業の株式インセンティブに対する分離課税の優遇政策が定められ、分離課税の優遇政策の継続適用により、労働者と所有者が利益を共有するためのインセンティブ体制の形成を助け、企業が更に人材を確保、活用することに役立つ。

## 【主要内容】

### 一、政策内容と実施時期

2022年小規模納税者向けの増値税政策は、2段階に分けて実施される。

1月1日から3月31日まで、増値税小規模納税者として3%の税率を適用する増値税課税対象売上収入に対し、1%の税率で増値税を納付することとなる。3%の予定納付税率を適用する予定納付増値税項目に対し、1%の税率で増値税を予納することとなる。

4月1日から12月31日まで、増値税小規模納税者として3%の税率を適用する増値税課税対象売上収入に対し、増値税が免除される。3%の予定納付税率を適用する予定納付増値税項目に対し、増値税の予定納付を暫定的に停止す

る。

## 二、請求書発行について

### 1. 免税対象となった場合

増値税小規模納税者として3%の税率を適用する課税対象売上収入を取得し、免税優遇を享受する場合、免税の普通発票を発行し、増値税専用発票を発行してはならない。

### 2. 免税優遇を享受しない場合

増値税小規模納税者として3%の税率を適用する課税対象売上収入を取得し、免税優遇を享受せず、増値税専用発票を発行する場合、当増値税専用発票の税率は3%である。

### 3. 赤字伝票を発行する場合

増値税小規模納税者が、課税対象売上収入を取得し、納税義務が発生したのが2022年3月31日以前で、3%または1%の税率で増値税発票を発行したが、販売の割引、停止、返品等によって赤字伝票を発行する必要となった場合、該当税率に従って赤字伝票を発行する必要がある。誤りによって発票を再発行が必要な場合は、該当税率に従って赤字伝票を発行し、その後改めて黒字伝票を発行することとなる。

## 三、増値税申告書の作成について

増値税小規模納税者が、課税対象売上収入を取得し、月次売上が15万元を超えない(四半期毎に納税する場合、四半期売上が45万元を超えない)場合、増値税免除の売上額などの項目は、『増値税及び付加税申告書(小規模納税者用)』の「小型零細企業の免税売上」或いは「税金徴収最低金額に達していない売上」に関する欄に記入すべきであり、その他の免税項目がない場合、『増値税減免申告明細書』を提出する必要がない。

月次の合計売上が15万元を超えた場合、増値税免除の売上総額などの項目は、『増値税及び付加税申告書(小規模納税者用)』の「その他の免税売上」の欄、及び『増値税減免申告明細書』の関連の欄に記入すべきである。

## 【法規リンク】

1. 『財政部 税務総局による小規模納税者の増値税免除に関する公告』(財務部、税務総局公告 2022 年第 15 号)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5173850/content.html>

2. 『小規模納税者の増値税免除に関する徴収管理事項の公告』(国家税務総局公告 2022 年第6号)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5173863/content.html>

3. 『財政部 国家税務総局によるコロナ対応のための一部の税制優遇措置の実施延長についての公告』(財政部 税務総局公告 2021 年第7号)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5162489/content.html>

# 中小・零細企業の設備・器具税額控除の強化

## 【背景】

中小零細企業設備の更新と技術のグレードアップを促進し、市場主体の革新の活力を持続的に引き出すため、財政部、国家税務総局は共同で『財政部税務総局中小零細企業設備器具所得税の税前控除に関連する政策についての公告』（財政部税務総局公告 2022 年第 12 号）（以下「公告」と略称する）を発表し、関連企業所得税の税前控除政策を明確にした。

## 【影響】

「公告」の実行は科学技術の革新をさらに推進し、中小・零細企業の質の向上と効率の向上を促進することができる。「公告」は優遇範囲をさらに拡大し、中小・零細企業が設備、器具投資に力を入れることを導き、中小零細企業の創業・革新の積極性を高める。

## 【主要内容】

一、中小・零細企業が 2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの間に新たに購入及び設置した設備と器具の、単位価値が 500 万元以上の場合、単位価値の一定比率に応じて任意で企業所得税の税引き前を控除する。このうち、企業所得税法实施条例には最低減価償却年限が 3 年の設備器具は単位価値の 100% をその年 1 回だけ税前控除することができる」と規定している。最低減価償却年限が 4 年、5 年、10 年の場合、単位価値の 50% をその年の一次性税前控除することができ、残りの 50% は規定に従って残りの年度に減価償却を計算して税前控除を行う。

企業は当年の不足控除による損失についての上記の政策を適用する選択し、今後 5 つの納税年度に繰越して補うことができ、その他の損失繰越年限延長政策を享受する企業は現行の規定に従って実行することができる。

二、本公告でいう中小・零細企業とは、国家が制限、また禁止している産業を対象外とし、以下の条件を満たす企業を指す。

<b>中小・零細企業</b>  (国家が制限また禁止している産業は	<b>条件</b>
---	-----------

対象外)	
情報伝送業、建築業、賃貸業、ビジネスサービス業	従業員 2,000 人以下、又は営業収入 10 億元以下又は資産総額 12 億元以下
不動産開発経営	営業収入 20 億元以下又は資産総額 1 億元以下
その他業種	従業員 1,000 人以下又は営業収入 4 億元以下

三、本公告でいう設備、器具とは、**家屋、建物以外の固定資産を指す**。従業員数とは、**企業と労働関係を結んだ従業員数と、企業が受け入れた労務派遣労働者数を含む**。

従業員数と資産総額の指標は、企業の年間四半期平均値によって確定しなければならない。具体的な計算式は以下の通り。

各四半期平均値 = (期首値 + 期末値) ÷ 2

当納税年度の四半期平均値 = 4つの四半期平均値の合計値 ÷ 4

年度中に開業または経営活動を終了した場合、**その実際の経営期間を納税年度として上記の関連指標を確定する**。

四、中小・零細企業は四半期(月)ごとに、前納申告時に上述の政策を享受することができる。本公告の発表前に企業が 2022 年に購入した設備、器具は、本公告の発表後の前納申告、年度確定申告時に享受することができる。

五、中小・零細企業は自身の生産経営計算の必要に応じて自身で上述の政策を享受することができ、その年度時に享受を選択していない場合、今後の年度時に享受変更をしてはならない。

#### 【法規リンク】

『中小零細企業設備器具所得税の税前控除に関連する政策についての公告』

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5173285/content.html>